

1. 件名：国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所における核物質防護について

2. 日時：令和3年9月24日（金） 10時30分～11時30分

3. 場所：原子力規制庁 核セキュリティ部門 打合せスペース

4. 出席者：

原子力規制庁長官官房放射線防護グループ

核セキュリティ部門 担当者3名

国立大学法人京都大学

複合原子力科学研究所 担当者1名

5. 要旨

- (1) 国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所（以下「事業所」という）担当者から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条の2第2項の規定に基づく運搬の取決めの締結確認申請がされた。
- (2) 原子力規制庁は、申請の内容が、特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則第2条第1項及び第2項に基づく申請内容であることを確認し受理した。
- (3) 事業所担当者から、核物質防護に係る措置について説明を受け、原子力規制庁は必要な質疑を行った。
- (4) 今後も引き続き必要な検討を行うこととなった。